



長野県(企画部)プレスリリース 平成 23 年(2011 年)8 月 24 日

「高齢者被害特別相談」を 9 月 21 日(水)・22 日(木)に開催します

高齢者への悪質商法等による消費者被害の掘り起こしや被害の未然防止のため、東京都と近県自治体等 18 機関が共同し一斉に「高齢者被害特別相談」を開催します。

高齢者とは 60 歳以上を対象としています。

1 実施期間 平成 23 年 9 月 21 日(水)・22 日(木)

2 受付時間・相談会場(事前予約不要)

【8:30~17:00】

長野消費生活センター 長野市大字中御所字岡田 98 - 1
TEL 026 - 223 - 6777

松本消費生活センター 松本市中央 1 - 23 - 1 松本商工会館 1 階
TEL 0263 - 35 - 1556

飯田消費生活センター 飯田市追手町 2 - 641 - 47
TEL 0265 - 24 - 8058

上田消費生活センター 上田市材木町 1 - 2 - 6 上田合同庁舎 6 階
TEL 0268 - 27 - 8517

【10:00~18:00】

消費生活センターおかや 岡谷市中央町 1 - 1 - 1 ララオカヤ 1 階
TEL 0266 - 23 - 8260

3 実施機関(機関により実施期間は異なります。お問い合わせください)

東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・栃木県・群馬県・新潟県・長野県・
さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市・新潟市

(独立行政法人)国民生活センター・(財)日本消費者協会・(公益社団法人)
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会・(社)全国消費生活相談員協会

4 その他

- ・上記のほかにも、常時高齢者からの相談を受け付けています。
- ・当日の取材については、事前に各消費生活センター所長の承諾を得てください。

担当：企画部消費生活室相談啓発係
(室長)小口 由美 (担当)藤原 尊雄
電話：026-223-6770(直通)
FAX：026-223-6771
E-mail：shohi@pref.nagano.lg.jp